

報告第8号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月29日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項目	内容
発生日時・場所	令和3年8月2日 午前9時00分頃 飛驒市神岡町殿地内 飛驒市営水泳プール旭ヶ丘プール付近
事故の概要	飛驒市営水泳プール旭ヶ丘プール利用者が、自家用車を駐車しようと同施設付近を走行していたところ、市が管理する敷地内の側溝に欠損があり、グレーチングを跳ね上げたため、車両の助手席側前方下面を損傷させた。
相手方	飛驒市神岡町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額	181,874円
市の過失割合	50%
損害賠償金	90,937円
内	保険金 90,937円
訳	一般財源 0円
専決年月日	令和3年11月4日 専決第16号